

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年2月13日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）百合ヶ丘第二団地建替計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※ なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

## 1 指定開発行為者

都市基盤整備公団 神奈川地域支社  
地域支社長 嶋田 征次  
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号

## 2 指定開発行為の名称及び種類

### （1）名 称

（仮称）百合ヶ丘第二団地建替計画

### （2）種 類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）  
住宅団地の新設（第2種行為）

## 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市麻生区百合丘3丁目12番ほか

## 4 指定開発行為の目的及び内容

### （1）目 的

共同住宅の建設

### （2）内 容

ア 区域面積	42,109.7 m <sup>2</sup>
イ 土地利用計画	
（ア）道路	595.7 m <sup>2</sup>
（イ）公園	1,265.0 m <sup>2</sup>
（ウ）住棟	8,612.5 m <sup>2</sup>
（エ）店舗	167.5 m <sup>2</sup>
（オ）自走式立体駐車場	3,090.6 m <sup>2</sup>
（カ）屋外駐車場	837.0 m <sup>2</sup>

(キ) 屋外駐輪場	4 4 1. 8 m <sup>2</sup>
(ク) ごみ集積所	2 5 7. 4 m <sup>2</sup>
(コ) 歩行者路・広場	6, 7 6 9. 5 m <sup>2</sup>
(サ) 緑化地	1 1, 5 8 1. 4 m <sup>2</sup>
(シ) 団地内通路 (車道)	3, 9 2 9. 7 m <sup>2</sup>
(ス) 裸地	2, 3 7 7. 2 m <sup>2</sup>
(セ) 擁壁	2, 1 8 4. 4 m <sup>2</sup>

#### 建築計画

区 分	1 街区住棟	2 街区住棟	3 街区住棟	その他	合計
構 造	鉄筋コンクリート造			鉄骨造	—
階 数	5～6階	8～10階	6～10階	1～2階	—
高 さ	18. 40m	29. 95m		2.2～7.5m	—
建築面積	3, 1 9 2. 2 m <sup>2</sup>	2, 2 2 5. 2 m <sup>2</sup>	3, 1 9 5. 1 m <sup>2</sup>	3, 6 9 9. 9 m <sup>2</sup>	1 2, 3 1 2. 4 m <sup>2</sup>
延べ面積	1 1, 6 1 9. 7 m <sup>2</sup>	1 3, 2 7 7. 2 m <sup>2</sup>	1 9, 8 2 1. 0 m <sup>2</sup>	4, 3 0 4. 3 m <sup>2</sup>	4 9, 0 2 2. 2 m <sup>2</sup>

#### (3) 計画人口 (計画戸数)

1, 8 4 8 人 (6 1 6 戸)

#### 5 指定開発行為の施行期間

着手予定： 平成 1 5 年 7 月

完了予定： 平成 2 1 年 5 月

#### 6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

##### (1) 期 間

平成 1 5 年 2 月 1 3 日 (木) から平成 1 5 年 3 月 1 4 日 (金) まで

##### (2) 場 所

麻生区役所、多摩区役所、多摩区役所生田出張所及び本庁 (環境局環境評価室)

##### (3) 時 間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

#### 7 条例公聴会の開催

条例準備書関係住民及び指定開発行為者は、上記縦覧期間内に条例準備書等に関する公聴会の開催を市長に申し出ることができます。公聴会の開催の申出があった場合で、市長が必要と認めるときは、公聴会を開催いたします。

なお、申出用紙は、上記縦覧場所に用意してあります。